

変更理由書

本書は、足利佐野都市計画道路 3・5・303 号唐沢公園線、足利佐野都市計画道路 3・5・301 号築地吉水線の変更理由を示したものである。

1. 位置・現況等

足利佐野都市計画道路 3・5・303 号唐沢公園線は、佐野市田沼町地内足利佐野都市計画道路 3・5・306 号上町下町線交差点を起点とし、佐野市栃本町地内の唐沢橋に至る約 1,730m の都市計画道路であり、佐野市を東西に連絡する幹線街路である。

起点から足利佐野都市計画道路 3・3・2 号佐野田沼線交差点までの区間は幅員 18.0m で、3・3・2 号佐野田沼線交差点から終点までの区間は、標準部幅員 12.0m、交差点部幅員 16.0m、立体部幅員 24.0m で都市計画決定されている。

今回、都市計画変更を予定しているのは、3・3・2 号佐野田沼線交差点から佐野市立栃本小学校までの約 1,240m の区間であり、一部を除いて未整備となっている。

現在、田沼地区において、東武佐野線を越えて東西に横断する主要道路は、3・5・303 号唐沢公園線と並行する一般県道田沼唐沢山公園線の 1 路線のみである。そのため、朝夕の通勤・通学の時間帯には慢性的な渋滞が発生しており、円滑な自動車交通の確保が求められている。沿線には佐野市立田沼小学校や栃本小学校、田沼東中学校が立地しており、児童生徒の通学路となっているが、道路が狭隘で歩道も未整備の状態である。

また、田沼北地区の人口増に伴いさらなる交通流入の増加も見込まれており、田沼駅周辺を通行する児童生徒をはじめとした歩行者や自転車利用者の安全確保が喫緊の課題であることから、当該路線の早急な整備が求められている。

一方、足利佐野都市計画道路 3・5・301 号築地吉水線は、佐野市築地町地内の一般県道築地吉水線を起点とし、佐野市吉水地内の足利佐野都市計画道路 3・4・3 号赤見馬門線（主要地方道佐野田沼線）へ至る延長約 9,080m の都市計画道路であり、中町字原から栃本町字七通までの区間は、整備が完了している。本路線は、葛生地区及び田沼地区を南北に連絡する幹線街路として位置づけられており、今回都市計画変更を予定しているのは、3・5・303 号唐沢公園線交差点部北側の一部区間である。

なお、これらの 2 路線は、足利佐野都市計画区域マスタープランにおいて、拠点地区間の移動や連携を図る都市内道路軸として位置づけられている。また、第 2 次佐野市都市計画マスタープランにおいても、今回の変更区間は、各市街地の連携強化を図るための「市街地間連絡道路」及び、通過交通の迂回を目的とした「内環状道路」として位置づけられている。

2. 変更の理由

今回、佐野市田沼町及び栃本町における交通の現状と将来の見通しを勘案し、以下のとおり都市計画の変更を行う。

（１）3・5・303 号唐沢公園線

自動車交通の円滑化と歩行者及び自転車の安全な通行を確保するため、道路構造令の改正等を踏まえた道路横断構成の見直しを行うものである。

(2) 3・5・301 号築地吉水線

唐沢公園線の変更に伴う交通流動の変化を見据え、付加車線設置のため交差点部の形状を変更する。

3. 変更の内容

次のように都市計画を変更する。

名 称	内 容
3・3・202 号唐沢公園線	代表幅員の変更に伴い、名称を 3・5・303 号唐沢公園線から、3・3・202 号唐沢公園線に変更する。 標準部幅員 12.0m から 14.0m、交差点部幅員 16.0m から 17.0m に変更する
3・5・301 号築地吉水線	3・3・202 号唐沢公園線（3・5・303 号唐沢公園線）交差点部北側の一部区間を、幅員 12.0m から 15.0m に変更する。